

令和 8 年度 第 1 回 埼玉支部評議会 議事概要

開 催 日	令和 8 年 7 月 7 日（火）10:00～11:20
出席評議員	秋葉評議員、安藤評議員、桑原評議員、小泉評議員、甲原評議員、小林評議員、高場評議員、中川評議員、町田評議員（五十音順）
開 催 場 所	全国健康保険協会埼玉支部 大会議室 さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター（JACK 大宮）17 階
議 題	【報告事項】 ①2025（令和 7）年度決算について ②中期戦略プランについて ③都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて ④2025（令和 7）年度埼玉支部事業実施結果について ⑤2026（令和 8）年度埼玉支部事業計画実施状況について ⑥その他報告事項

議 事 概 要	
評議員からの意見、質問及びそれらに対する事務局からの回答は以下のとおり。 ① <u>2025（令和 7）年度決算について</u> （学識経験者） 令和 7 年度決算は収入増により収支差がプラスとなり、準備金残高が 6.5 兆円に達した。今年度は、平均保険料率 9.9%への引き下げや国庫補助 500 億円の減額等が収支に影響している。今後、来年度の平均保険料率を議論していくことになるが、賃金動向や被保険者数の伸び率等に加え、平均保険料率を 9.9%に据え置いた場合や 9.8%に引き下げた場合における収支へのインパクトについても 10 月の評議会でお示しいただきたい。 （事務局） 平均保険料率を 0.1%引き下げた場合、1,100 億円の収入減になる。ご指摘のあった試算について、10 月の評議会でお示しできる見込みである。 ② <u>中期戦略プランについて</u> （学識経験者） 中長期の計画を立てるにあたり、現在、多くの企業では「AI の活用」がキーワードになっている。ここ数年の AI の発展は急速であり、協会けんぽ本部でも活用を検討していると思うが、どのような検討がなされているのか情報提供いただきたい。その情報提供を踏まえ、埼玉支部としてもどのように AI を活用していくか検討していく必要がある。	

（事務局）

中期戦略プランの策定にあたり、全支部で全職員による議論を行っているが、埼玉支部での議論においては多くの意見が出ており、その中には「AⅠアバターによる特定保健指導実施」など、DX戦略に関する具体的な意見も多数含まれている。今後、本部におけるAⅠ活用の検討状況等について情報提供を行っていききたい。

③ 都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて

（学識経験者）

保険料率引下げ時の適用については、翌年度に反動で引上げが懸念される場合に、前年度の段階で翌年度の引上げ分を精算することも要請できるようになると理解した。保険料率の増減幅が大きくなることは、事業主等にとって望ましく、重要な点だと考える。

一方で、これまで都道府県単位保険料率は、都道府県別の調整（年齢、所得）を行い、加入者の努力（医療費の抑制）により決まる仕組みであったが、この平準化措置（バッファ措置）が導入されることで、加入者が努力しようとするインセンティブを削ぐようなモラルハザードが起こることが懸念される。この点について、導入までにどのような議論があったのか情報提供していただきたい。

（事務局）

ご指摘のとおり、都道府県単位保険料率は、年齢・所得調整を行い、各都道府県支部の医療費に基づき算出されてきた経緯があるため、今回の平準化措置の導入にあたっては様々な議論があった。

保険料率の増減幅が大きくなることは望ましくないという意見が、ここ数年で特に多くなってきたことも導入の背景にあったと思われる。また、増減幅が0.2%を超える支部が、年に数支部あるかないかの頻度であることから、増減幅が0.2%を超えた場合は、極端な変動を抑えるための対応を検討すべきとの議論も背景にあったと思われる。

（学識経験者）

翌年度に調整分を繰り越し、さらに翌年度の調整前保険料率も10.2%を超え、増減幅が0.2%を超える場合、繰越分がさらに増加することが考えられる。また、この状況が続けば、繰越分が永遠に解消されないのではないのかという懸念もある。

（事業主代表）

引上げ幅・引下げ幅の基準である「0.2%」はどのような理由で設定されたのか。また、保険料率の基準を平均保険料率9.9%から「±0.3%」とした根拠についても伺いたい。

（事務局）

引上げ幅・引下げ幅の0.2%については、過去の都道府県単位保険料率の増減幅を確認したところ、そのほとんどが±0.2%の範囲内で変動しており、この増減幅を超える変動は、通常起こり得る範囲を超えた変動と言えることから設定された。

平均保険料率±0.3%の基準における高めの基準については、協会の基本スタンスとして平均保険料率10%を超えないよう、中長期的に安定した財政運営を目指すこととしていることから、その10%に、変動幅に係る基準である0.2%を加えた10.2%とした。

また、低めの基準については、現行の平均保険料率9.9%を軸に、高めの基準10.2%の差である0.3%を上下の幅として、9.9%から0.3%を引いた9.6%とした。

④ 2025（令和7）年度埼玉支部事業実施結果について

⑤ 2026（令和8）年度埼玉支部事業計画実施状況について

（学識経験者）

KPIの設定について、前年度実績が全国平均をかなり上回っている場合は「前年度以上」という目標設定でよいと考える。しかし、前年度実績が全国平均を下回っている場合は全国平均以上を目標値として設定すべきであり、今後のルールとして検討すべきと考える。

⑥ その他報告事項

特になし

特記事項

・ 次回は、令和8年10月20日開催予定